

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

目次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 五頁
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五頁
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 五頁
- 土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件 五頁
- 福島県公安委員会 五頁
- 道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件 五頁
- 道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件 五頁

## 告示

### 福島県告示第六百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年十一月十七日から令和六年三月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
岡小名ショッピングセンター 福島県いわき市小名浜岡小名字岸前五十三の一ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売

業を行う者の退店 一件、小売業を行う者の代表者の変更 一件）

三 届出年月日

令和五年十一月六日

四 届出をした者

三菱ケミカル株式会社

株式会社マルト

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する同法第三十三條第六項において準用する同法第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九條の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

山名傳

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和五年福島県告示第六百五号）によること。

（森林保全課）

## 公告

### 公告第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和五年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

東根堰土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

監事 安倍好昭 福島市岡部字西原五一番地

（農村計画課）

公告第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

令和五年十一月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称	清算人	住所
喜久田土地改良区	佐藤 幸次	郡山市喜久田町前田沢字西原七四番地
	菅野 義一	同 市喜久田町堀之内字堀内二九番地
	佐久間 俊一	同 市喜久田町前田沢字上原一七番地
	藤橋 初夫	同 市喜久田町堀之内字外左エ門段五五番地
	瀧田 俊夫	同 市喜久田町堀之内字堀内二番地
	佐久間 忠好	同 市喜久田町堀之内字堀内一三番地
	上遠野 浩	同 市喜久田町堀之内字堀内一八番地
	橋本 智幸	同 市喜久田町堀之内字橋本池西一〇番地
	大山 晃正	同 市喜久田町堀之内字堀内一二番地
	加藤 政良	同 市喜久田町堀之内字釜場西二番地
	鈴木 幸也	同 市喜久田町前田沢一丁目六六番地
	佐藤 善一郎	同 市喜久田町前田沢字西原七四番地
	加藤 健治	同 市喜久田町堀之内字堀内一八番地
	渡邊 正康	同 市喜久田町前田沢字上入沢二四番地の二三
	内田 勇一	同 市喜久田町堀之内字北原八番地の三八
	遠藤 憲幸	同 市喜久田町堀之内字松山池東二八番地の六
	星野 一則	同 市喜久田町堀之内字宮一八番地
	矢野 康一	同 市喜久田町前田沢字西原七三番地の三四
	寺山 好広	同 市喜久田町前田沢字西原七四番地
	遠藤 勉	同 市喜久田町堀之内字北原五番地の九

福島県公安委員会

(農村計画課)

福島県公安委員会告示第119号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。  
令和5年11月17日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

- 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地  
名称 株式会社白河自動車学校  
住所 福島県白河市五番丁川原101番地5  
代表者の氏名 小櫻 恵  
施設の名称 白河自動車学校  
施設の所在地 福島県白河市五番丁川原101番地5
- 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称  
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- 認定年月日  
令和5年11月6日

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第120号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。  
令和5年11月17日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

- 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地  
名称 株式会社白河自動車学校  
住所 福島県白河市五番丁川原101番地5

代表者の氏名 小櫻 恵

施設の名称 白河自動車学校

施設の所在地 福島県白河市五番丁川原101番地5

2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称

- (1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
- (2) 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

3 認定年月日

令和5年11月6日

（運転免許課）